

事 務 連 絡
平成13年11月22日

〔各都道府県水道行政担当部局〕
〔各水道事業者担当部局〕 御中

厚生労働省健康局水道課

自動湯張り型ふろがまに関する情報提供について

8月27日付け水道法改正等説明会資料中で情報提供を行いました注湯ユニット、及び厚生労働省ホームページ（給水装置データベース）に事故情報を掲載しました自動湯張り型ふろがまに関して、以下のとおり情報提供いたしますので対応方よろしくお願ひします。

記

1. 一般的な自動湯張り型ふろがまについて

これにつきましては、逆流事故（1件）が報告されており（概要は給水装置データベース http://www.mizudb.or.jp/KYU_Menu.html に掲載）、事故のあった製品については当該製造業者が原因究明を現在行っているところです。また、同様の製品を製造している各製造業者においても、現在認証されている製品の安全性についての再チェックを12月初旬を目処に行っているところです。さらに、これらの製品については、製造業者がより安全な製品とするための検討を行っているところです。

これらの製品について新規設置の申請がありましたら、当該製品の製造業者もしくは第三者認証機関に対して製品の安全性再チェック結果などについて確認のうえ、適切な対応をお願いします。

なお、「一般的な自動湯張り型ふろがま」とは、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成9年3月19日厚生省令第14号）第5条第1項第1号ハに規定する「(3) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがま」、または「(4) 浴槽に直結し、かつ、自動給湯する給湯機及び給湯付きふろがまであって逆流防止装置の流出側に循環ポンプを有するもの」の基準を適用されるものです。

2. 自動湯張り型強制循環式ふろがまで、洗濯機等への浴槽残り湯を再利用できるものについて（8月27日付け水道法改正等説明会資料中の注湯ユニット）

これにつきましては、逆流等の事故の発生は報告されておりませんが、製造業者が逆流防止性能のさらなる向上を図ることを検討しておりますので、新規設置の申請がありましたら、当該製品の製造業者もしくは第三者認証機関に対して製品の基準適合性などについて確認のうえ、適切な対応をお願いします。

3. 当該製品利用者への情報提供について

上記両製品とも複雑な機能を持つ給水装置であり、給水装置の構造及び材質の基準に適合しているものであっても、使用状態や経年変化により故障等が生じることがあります。そのため、製造業者は取扱説明書等により定期的な点検を推奨しているところです。

各水道事業体におかれましても、広報等の各種情報提供や当該製品の設置申請の際に、取扱説明書等に基づく定期的な点検が必要である旨を利用者に対して周知されますようお願いいたします。

(連絡先)

厚生労働省健康局水道課給水装置係

TEL : 03-5253-1111 (内線 4029)

FAX : 03-3503-7963